二　法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百五十三条第一項の規定による滞納処分の執行の停止
三　法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条の規定による延長
四　法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第三十六条第一項の規定による告知
五　法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第五十五条第一項の規定による受託
六　法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第六十三条の規定による免除
七　法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第百二十三条第一項の規定による交付
八　前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限
（国税局長又は税務署長への権限の委任）

第四条の四　国税庁長官は、法第百条の五第五項の規定により委任された権限の全部を、納付義務者の事業所の所在地（法第八条の二第一項の適用事業所にあつては同項の規定により一の適用事業所となつた二以上の事業所のうちから厚生労働大臣が指定する事業所の所在地とし、船舶所有者にあつては船舶所有者の住所地又は主たる事務所の所在地（仮住所があるときは、仮住所地）とする。次項において同じ。）を管轄する国税局長に委任する。

2　国税局長は、必要があると認めるときは、法第百条の五第六項の規定により委任された権限の全部を納付義務者の事業所の所在地を管轄する税務署長に委任する。
（機構が収納を行う場合）

第四条の五　法第百条の十一第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　法第八十六条第二項の規定による督促を受けた納付義務者が保険料その他法の規定による徴収金の納付を日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条に規定する年金事務所（次号及び次条第二項において「年金事務所」という。）において行うことを希望する旨の申出があつた場合
二　法第八十五条各号のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた納付義務者が保険料の納付を年金事務所において行うことを希望する旨の申出があつた場合
三　法第百条の十一第二項の規定により任命された同条第一項の収納を行う機構の職員（第五号及び第四条の九において「収納職員」という。）であつて併せて法第百条の六第一項の徴収職員として同条第二項の規定により任命された者（以下この号及び次号において「職員」という。）が、保険料その他法の規定による徴収金を徴収するため、前二号に規定する納付義務者を訪問した際に、当該納付義務者が当該職員による保険料その他法の規定による徴収金の収納を希望した場合
四　職員が、保険料その他法の規定による徴収金を徴収するため法第百条の四第一項第二十九号に掲げる国税滞納処分の例による処分により金銭を取得した場合
五　前各号に掲げる場合のほか、法第百条の十一第一項に規定する保険料等（以下この号及び次条から第四条の九までにおいて「保険料等」という。）の収納職員による収納が納付義務者の利便に資する場合その他の保険料等の収納職員による収納が適切かつ効果的な場合として厚生労働省令で定める場合
（公示）

第四条の六　厚生労働大臣は、法第百条の十一第一項の規定により機構に保険料等の収納を行わせるに当たり、その旨を公示しなければならない。

2　機構は、前項の公示があつたときは、遅滞なく、年金事務所の名称及び所在地その他の保険料等の収納に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
（保険料等の収納期限）

第四条の七　機構において国の毎会計年度所属の保険料等を収納するのは、翌年度の四月三十日限りとする。
（機構による収納手続）

第四条の八　機構は、保険料等につき、法第百条の十一第一項の規定による収納を行つたときは、当該保険料等の納付をした者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証書を交付しなければならない。この場合において、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該収納を行つた旨を年金特別会計の歳入徴収官に報告しなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
（帳簿の備付け）

第四条の九　機構は、収納職員による保険料等の収納及び当該収納をした保険料等の日本銀行への送付に関する帳簿を備え、当該保険料等の収納及び送付に関する事項を記録しなければならない。
（厚生労働省令への委任）

第四条の十　第四条の五から前条までに定めるもののほか、法第百条の十一の規定により機構が行う収納について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2　厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

第六条第一項中「法第十八条」を「法第十八条第一項」に、「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項中「社会保険事務所長（法附則第四条の三第一項に規定する権限を地方社会保険事務局長が行う場合にあつては、地方社会保険事務局長）」を「厚生労働大臣」に、「同項」を「法附則第四条の三第一項」に改める。

第八条の五第二項中「七十歳以上の使用される者」を「法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者」に改め、「含む。」の下に「第八条の八第四項第三号及び第四号において同じ。」を加える。

第八条の八第四項第三号中「（七十歳以上の使用される者を含む。次号において同じ。）」を削る。

第八条の十二第二項から第四項まで及び第六項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第八条の十三第一項中「、「社会保険庁長官」とあるのは「厚生労働大臣」と」を削る。
（国民年金法施行令の一部改正）

第二条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第二条を削る。

第三条第一項中「又は前条の規定により委任された地方社会保険事務局長若しくは社会保険事務所長（以下この条において「地方社会保険事務局長等」という。）の権限（第三号被保険者に係る権限を除く。）」を削り、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、「又は当該住所地を管轄する地方社会保険事務局長等」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条を第二条とし、第四条を第三条とする。

第四条の二中「社会保険庁長官の定めるところにより、管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」を「日本年金機構（以下「機構」という。）」に改め、同条を第四条とし、第四条の二の二を第四条の二とする。

第六条の十中「第四号、」及び「第三項第一号並びに」の下に「法」を、「第九十条の三第一項第一号」の下に「並びに第十一条の十第三号」を加える。